

今治市土地等の売払いに係る暴力団排除に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「今治市土地等の売払いに係る暴力団排除に関する合意書」に基づき、今治警察署長及び伯方警察署長（以下「署長等」という。）との密接な連携のもと、市有地等の売払いに当たり、暴力団を排除する措置について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市有地等 今治市所有の土地又は建物をいう。
- (2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (3) 入札等 市有地等の買受を希望する者を広く募集して売払いする場合であつて、競争入札、公募抽選定価売払い、先着順売払いなどの競技による売払いをいう。
- (4) 暴力団員 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (5) 役員等 法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。

(排除措置)

第3条 市長は、市有地等の売払いの入札等における参加者が、次のいずれかに該当するもの（以下「排除措置対象者」という。）とならないようにするものとする。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 法人にあつては、その役員等が暴力団員であるもの又は暴力団員がその経営に実質的に関与しているもの
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしているもの
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用しているもの
- (8) 財産を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとするもの
(注)「これに類するもの」とは、「公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるもの」をいう。
- (9) 前各号に掲げるものの依頼を受けて入札等に参加しようとするもの

(売払対象財産に関する通知)

第4条 市長は、入札等により市有地等を売払おうとするときは、その公告後速やかに、署長等に当該売払いの手順、日程、対象財産等の情報を通知するものとする。

(周知)

第5条 市長は、市有地等を売払おうとするときは、排除措置対象者を排除すること及び次条により排除措置対象者であるかどうかを署長等に照会することをあらかじめ公告及び入札説明書等に記載するなどの方法により、周知するものとする。

(照会)

第6条 市長は、市有地等の買受けを希望する者が排除措置対象者でないことを、署長等に対し様式第1号により補充資料（個人の場合は住民票の写し、法人の場合は登記事項証明書及び役員等の住民票の写し）を付して照会するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、照会を行わないものとする。

- (1) 買受け希望する者が、証券取引所に株式を上場している法人及び証券会社の店頭取引をしている法人
- (2) 買受け希望する者が、過去1年間において、署長等へ照会したもので排除措置対象者に該当しなかったもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、買受け希望する者が、市長において排除措置対象者に該当しないと判断するもの

(署長等への通知)

第7条 市長は、前条の照会に対し署長等から排除措置対象者である旨の回答があったものについて、当該入札等への参加を拒否したときは、署長等に対し、様式第2号により通知するものとする。

(用途制限の措置)

第8条 市長は、入札等により市有地等を売り払うときは、特別の用途に供させる目的がある場合を除き、次の条件を付するものとする。

- (1) 契約の相手方が売り払った市有地等を、暴力団の事務所その他これに類する用途に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、当該市有地等の所有権を第三者に移転し、若しくは第三者に貸してはならないこと。
- (2) 契約の相手方が前号に違反したときは、売払い代金の100分の30に相当する額を違約金として支払わなければならないこと。
- (3) 契約の相手方が第1号に違反したときは、当該契約の解除ができること。

(売払い後の連絡調整)

第9条 市長は、売り払った市有地等が、その後の転売等により暴力団の事務所その他これに類する用途に使用されているおそれがあると認めるときは、署長等に対し、当該市有地等が当該用途に使用されているか否かについて、様式第3号により照会をすることができる。

(対策会議)

第10条 市長は、市有地等の売払いの相手方から暴力団等を排除するため、排除措置対象者に係る事実の調査及び把握に努めるとともに、署長等と相互連携のもと積極的な情報交換を行うものとし、必要に応じ、対策会議を開催するものとする。

(介入行為があったときの措置)

第11条 市長は、市有地等の売払いの相手方又は相手方になろうとする者から暴力団等による不当要求その他土地等の売払いへの介入行為があった旨の申出があったときは、警察へ届け出る旨を市有地等の売払いの相手方又は相手方になろうとする者に対して指導するとともに、署長等に指導を行った旨を通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成21年7月29日から施行する

様式第1号

第 号
年 月 日

管轄警察署長 様

今 治 市 長

今治市市有地等売払いに係る相手方の資格に関する照会について

今治市土地等の売払いに係る暴力団排除に関する合意書第4条の規定に基づき、別紙の者について照会しますので、排除措置対象者の有無を調査のうえ、 年 月 日までに、回答願います。
なお、入札日は、 年 月 日（ 曜日）となっています。

補充資料

個人の場合は住民票の写し、法人の場合は登記事項証明書及び役員等の住民票の写し

[別紙]

照会番号

氏 名 (商号又は名称)						
代 表 者						
住 所 (所在地)						
役員等 一 覧	役 職 名	氏 名	ふりがな	性別	住 所	生年月日

照会番号

氏 名 (商号又は名称)						
代 表 者						
住 所 (所在地)						
役員等 一 覧	役 職 名	氏 名	ふりがな	性別	住 所	生年月日

(注) 役員等一覧には、「法人登記事項証明書に記載されている役員全員」及び「支店又は営業所を代表する者で役員以外の者」を記載すること。

様式第2号

第 号
年 月 日

管轄警察署長 様

今 治 市 長

通 知 書

年 月 日付け 第 号により回答があった件について、今治市土地等の売払いに係る暴力団排除に関する合意書第5条第3項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

氏 名 (商号又は名称)	
代 表 者	
住 所 (所 在 地)	
措 置 の 内 容	
備 考	

様式第3号

第 号
年 月 日

管轄警察署長 様

今 治 市 長

落札者等に関する意見について(照会)

今治市土地等の売払いに係る暴力団排除に関する合意書第6条第1項の規定に基づき、下記の対象財産について、照会します。

- 1 対象財産の所在地
- 2 対象財産の落札者又は所有者